

令和元年度「会計年度任用職員制度について（その2）」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和元年7月12日から令和2年2月13日 12回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
会計年度任用職員制度について(その2)	会計年度任用職員の人事評価制度を導入する。人事評価の結果は、再度の任用を判断する際に活用する。	評価者によって、評価の目線が異ならないようにする必要がある。 評価項目「市民的視野」について、各職場へ周知を行うこと。	市の提案内容どおり。
	会計年度任用職員に夏季休暇を付与する。付与日数は、1日又は半日を単位として、7日（パートタイム会計年度任用職員にあつては7日に当該職員に任用月数を12で除して得た数及び1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た日数）の範囲内の期間とする。	提示を受諾する。	市の提案内容どおり。